

還付金の受取人が亡くなっている場合の手続きについて

自動車税（種別割）の受取人が亡くなっている場合、相続人代表者に還付金をお支払いしますので、下記の書類を同封の返信用封筒にて送付して下さるようお願いします。

なお、還付金は相続人代表者名義の口座に振り込みます。書類が当事務所に到達してから口座に振り込まれるまで1か月程度要しますので御了承ください。

<送付していただく書類>

① 隔地払通知（送金通知）	・当初こちらからお送りしたものです。何も記入せずそのまま返却してください。
② 過誤納金等還付充当通知書	
③ 相続人代表届出書	・記入例を参考に、所定事項を記入してください。
④ 還付口座登録（変更）依頼書	
⑤ 納税義務者の死亡が確認できる書類 （コピー可） ※除籍抄本、死亡診断書 等	・⑤と⑥を1通の書類で確認できる場合は、その書類のみ添付してください。 ・発行日は問いません。
⑥ 納税義務者と相続人との関係が確認できる書類（コピー可） ※戸籍謄本 等	

<送付先>

〒010-0951

秋田市山王四丁目1-2（秋田地方総合庁舎1階）

秋田県総合県税事務所納税部収納管理課

TEL 018-860-3331

FAX 018-860-5830